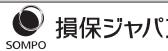


重要事項等説明書

(契約概要・注意喚起情報・その他重要事項)

2022年10月改定



この重要事項等説明書は、「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」の3つで構成されています。火災保険をご契約いただくにあたっての重要な事項および個人情報の取扱いについてのご説明となりますので、内容を十分にご確認ください。なお、ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

(注) 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

契約概要のご説明

ご契約に際してご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいようお願いします。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【ご注意】この「契約概要」は以下の保険種類について記載しております。

- ・普通火災保険(一般物件用) ④普通火災保険(倉庫物件用) ⑤店舗総合保険 ⑥企業総合補償保険 ⑦企業総合保険 ⑧森林火災保険
- ・店舗休業保険 ⑨地震保険

なお、企業総合保険については、2022年10月保険始期以降より販売を停止しております。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

この保険は、火災をはじめとするさまざまな事故により建物、設備・什器等、商品・製品等の動産等に損害が生じた場合、または損害を受けた結果、喪失利益などが生じた場合に保険金をお支払いします。

2 主な補償内容

保険の種類により補償の範囲がそれぞれ異なります。事業者向けの火災保険の代表的商品の標準的な補償の概要は下記のとおりです。ご契約内容によっては、お支払いの対象とならないことや支払限度額・自己負担額が設定されること、または下記以外の事故がお支払いの対象となることがあります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせのうえ、普通保険約款および特約等によりご確認ください。(○:保険金をお支払いします。×:保険金をお支払いしません。)

	①火災	②落雷 ③破裂・爆発	④風災・ 雹災・ 雪災	⑤建物外部から の物体の 落下・飛来・ 衝突	⑥給排水設備 に生じた事 故などによ る水濡れ※1	⑦騒擾・集団行 動※2等に伴 う暴力行為	⑧盜難によ る盗取・ 損傷・汚 損※3	⑨水災	⑩⑪から⑯以 外の不測 かつ突 發的な事故
保険 金をお 支払い する主 な場 合	普通火災保険 (一般物件用)	○	○	○※4	×	×	×	×	×
	普通火災保険 (倉庫物件用)	○	○	×	×	×	×	×	×
	店舗総合保険	○	○	○※4	○	○	○	○※5	○※6
	店舗休業保険 ^{※7}	○	○	○※8	○	○	○	○	○※8
	森林火災保険	○	×	×	×	×	×	×	×
	企業総合補償 保険 ^{※9}	○	○	○※10	○※10	○※10	○※10	○※10	○※10
	企業総合保険 ^{※9}	○	○	○※11	○※10	○※10	○※10	○※10	○※10
保険金をお支払い できない主な場合		ア. 地震・噴火またはこれらによる津波※12 イ. ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ウ. 火災等の事故の際の紛失・盗難					エ. 戦争、内乱その他のこれらに類似の事変または暴動※13 オ. 核燃料物質に起因する事故 など		

※ 1 給排水設備自体に生じた損害は補償されません。

※ 2 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動※13に至らないものをいいます。

※ 3 予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

※ 4 損害額が20万円に満たない場合、お支払いの対象になりません。

※ 5 盗難によって商品・製品等に生じた損害はお支払いの対象になりません。

※ 6 損害の状況により、お支払いの対象とならない場合があります。概要は下表のとおりです。

	保険の対象が建物の場合			D:保険の対象が設備・什器等または商品・製品等の場合
	A:損害割合※130%以上	B:損害割合※115%以上30%未満	C:損害割合※115%未満	
保険額協定保険特約をセッティングしない場合	保険額× $\frac{\text{損害額}}{\text{保険価額(時価額)}} \times 70\%$ (「保険額×70%」または「損害額×70%」のいずれか低い額が限度)	床上浸水※2または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合、 保険額×10% (1事故1敷地内) (200万円が限度)	床上浸水※2または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合、 保険額×5% (1事故1敷地内) (100万円が限度)	床上浸水※2または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じた場合 保険額×5% (1事故1敷地内) (100万円が限度)
保険額協定保険特約をセッティングした場合	損害額×70% (保険額×70%が限度)			

(注1) 保険の対象が建物の場合、損害割合が30%未満、かつ、床上浸水※2または地盤面より45cmを超える浸水に至らないときは補償されません。

(注2) C・D合算の1事故1敷地内の限度額は100万円、B・C・D合算の1事故1敷地内の限度額は200万円となります。

(注3) 保険額が保険価額を超える場合は、「保険額」を「保険価額」と読み替えます。

※1 保険の対象の保険価額に対する損害額の割合をいいます。

※2 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。

※ 7 ユーティリティ設備に生じた事故については、事故発生日を含む最初の1日はお支払いの対象になりません。

※ 8 事故発生日を含む最初の1日はお支払いの対象になりません。

※ 9 財物補償について記載しています。費用・利益補償および休業損失補償につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。

※ 10 ご契約時に補償内容を選択していただいた場合に補償されます。なお、所定の自己負担額(免責金額)を差し引いてお支払いします。

※ 11 損害額が20万円に満たない場合、お支払いの対象になります。(ご契約時にこれと異なる自己負担額を設定した場合を除きます。)

※ 12 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害については裏面「**⑤ 引受条件(1)**」をご覧ください。

※ 13 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいいます。

■各種費用保険金について

ご契約内容および事故の形態によっては、被災時の様々な費用を補償する費用保険金等をお支払いする場合があります。主なものは次のとおりです。費用保険金等の詳細は、普通保険約款および特約等をご確認ください。

[主な費用保険金等]

臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金、損害防止費用など

■テロ危険等の取扱いについて

一般物件または倉庫物件で保険金額10億円以上の敷地内を含む契約、工場物件で保険金額15億円以上の敷地内を含む契約において、「テロ危険による損害」「情報のみの損害」は補償されません。詳しくは、「テロ危険および情報のみ損害対象外特約」をご確認ください。

3 セットできる主な特約およびその概要

主な特約およびその補償の概要を記載しています。また、ご契約内容によりセットできる特約が異なります。

詳しくは特約をご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特約	補償の内容
借家人賠償責任特約	被保険者の借用する建物または戸室に火災・破裂・爆発の事故による損害が生じ、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害について損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。なお、示談代行のサービスはありません。
借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用） (企業総合補償保険にセットできます。)	①賠償責任補償 上記の借家人賠償責任特約から、支払対象となる事故を火災・破裂または爆発に加えて破損なども含めた、偶然な事故まで拡大し補償します。お支払いする保険金については、自己負担額を控除した残額をお支払いいたします。 なお、示談代行のサービスはありません。 ②修理費用補償 偶然な事故により借用戸室が損壊し、賃貸借契約に基づいて、被保険者が自己の費用で修理を行った場合の費用を補償します。お支払いする保険金は、1事故につき、自己負担額を控除したうえで300万円が限度となります。 ※本特約は、借家人賠償責任特約とセットしてご契約いただく必要があります。
地震危険補償特約 (・居住の用に供する建物にはセットすることはできません。 ・保険の対象の所在地等の事情により、この特約をセットできない場合もあります。)	建物や建物収容内動産が、地震または噴火による火災・破裂・爆発、損壊、津波等による水災などによって被った損害を補償します。 ※この特約をセットした場合、保険期間は原則1年のみとなります。
店舗賠償責任特約（企業総合補償用） (企業総合補償保険にセットできます。)	被保険者が所有、使用もしくは管理する小売店および料理飲食店の施設自体または業務の遂行に起因する偶然な事故により、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。 なお、示談代行のサービスはありません。
賃貸料補償特約 (企業総合補償保険にセットできます。)	被保険者が所有する建物に、主契約で支払対象となる事故による損害を受けた結果生じた賃貸料の損失に対して、建物が復旧するまでの賃貸料収入を補償します。なお、この特約は企業総合補償保険の費用利益補償条項または休業損失補償条項をご契約いただく場合はセットすることができません。 ※建物の全部または大部分に空室が生じている場合は保険の対象とすることはできません。
休損拡張補償特約 (企業総合補償保険にセットできます。)	企業総合補償保険の休業損失補償条項の補償内容に加え、建物付帯設備・工場ユーティリティ設備の電気的機械的事故および破損・汚損事故等による財物損害によって休業した場合、休業2日目以降の休業損失を補償します。 ※休業損失補償条項の補償内容のうち、敷地外ユーティリティ設備に対して生じた損害による損失は補償しません。

4 保険期間

この保険の保険期間は1年間です。ただし、短期契約（保険期間が1年に満たないご契約をいいます。）または長期契約（保険期間が1年を超えるご契約をいいます。）をご契約いただくことができます。また、保険の種類、保険の対象、セットする特約によってご契約いただける保険期間が異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、ご契約いただく際にはお客様の保険契約申込書をご確認ください。

5 引受条件

(1) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害

〈居住用建物を保険の対象とする場合〉

- 地震保険にご加入されていないと、火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とした下記の損害については保険金をお支払いできません。
ア.火災による損害（地震等により延焼・拡大した損害も含みます。） ウ.津波などによる流失損害
イ.倒壊などの損害 エ.埋没などの損害 など
- 居住用建物（住居のみに使用されている建物および併用住宅）を保険の対象とする場合は、ご希望されないときを除き、地震保険をあわせてご加入いただくことになっております。（ただし、企業総合保険とセットでのご加入はできません。）地震保険の補償内容、保険金額等については、別途、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 地震保険にご加入されない場合は、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。
- 地震火災費用保険金は、地震保険契約のセット有無とは関係なくお支払いします。

〈居住用建物以外を保険の対象とする場合〉

- 火災保険では、地震等を直接または間接の原因とした下記の損害については保険金をお支払いできません。
ア.火災による損害（地震等により延焼・拡大した損害も含みます。） ウ.津波などによる流失損害
イ.倒壊などの損害 エ.埋没などの損害 など
- 居住用以外の建物ならびに事業用動産（以下「動産」といいます。）を保険の対象とする場合に、地震による損害や噴火による損害を補償する特約として、地震危険補償特約等があります。ただし、保険条件によってご加入いただけない場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 地震火災費用保険金は、地震危険補償特約のセットの有無とは関係なくお支払いします。

(2) 保険の対象について

- 建物のみのご契約の場合、建物に収容される設備・什器等および商品・製品等の動産に対する損害については保険金をお支払いできません。動産について補償をご希望される場合は、別途、各々について保険金額を決めてご契約ください。
- 動産をご契約になる場合でも、下記のものはご契約時にご申告いただき、保険契約申込書に明記しないと保険の対象に含まれない場合があります。（これらのものを「明記物件」といいます。）

- ・1個（または1組）の価額が30万円を超える貴金属、宝石や、書画・彫刻物等の美術品
- ・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの など

- 保険の種類やご契約内容により、保険の対象とならないものや、保険契約申込書に明記しないと保険の対象に含まれないものがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 家財を保険の対象とすることはできません。

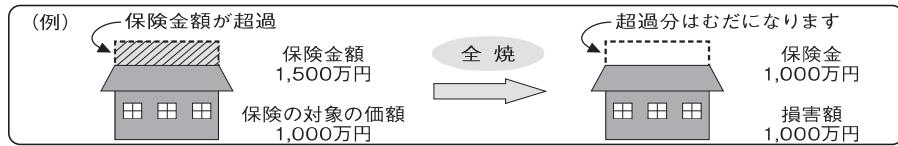
- 契約者が個人の場合、居住用建物を保険の対象とすることはできません。

(3) 保険金額の設定

〈建物や動産などに生じた損害を補償するご契約の場合〉

■保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。

実際にご契約いただくお客様の保険金額につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。



■ご契約内容に応じて、時価額※または再調達価額による保険価額（保険の対象の評価額）いっぱいで保険金額を設定ください。保険金額が保険価額を下回ると、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。

※時価額でのご契約の場合、修理によって保険の対象の時価額が増加したときはその増加額（保険の対象の種類や維持・管理の状況等によって上限を定めています。）、修理に伴って生じた残存物があるときはその価額を差し引いて保険金をお支払いします。詳しくは、普通保険約款および特約条項をご確認ください。

■1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなることがありますので、ご注意ください。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈建物や動産などが損害を受けた結果生じた喪失利益などを補償する契約の場合〉

■企業総合補償保険の休業損失補償条項、店舗休業保険および休業損失補償特約（企業総合用）の場合、年間の粗利益額を年間の営業日数で除した額を基準にして設定してください。

■企業総合補償保険の費用・利益補償条項および企業総合保険の利益補償・営業継続費用補償の場合、喪失利益および収益減少防止費用につきましては、営業利益と経常費を合計した金額、営業継続費用につきましては、営業を継続するために特別に必要とする費用の範囲内で設定してください。

2. 保険料

保険料は保険金額、保険期間、保険の対象の所在地・構造・業種等により決定されます。また、実際にご契約いただくお客様のご契約の保険料は保険契約申込書に記載されたものとなりますので、必ずご確認ください。

特にご注意いただきたいこと

■木造建物であっても、耐火建築物、耐火構造建築物、主要構造部が耐火構造の建物、主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、主要構造部が準耐火構造の建物、主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物、省令準耐火建物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。

■住宅物件または一般物件において木造建物で外壁がコンクリート造（ALC造を含みます。）等の建物や土蔵造の建物は、継続前契約の有無等により、保険料が変わりますので、ご注意ください。

■1つの保険の対象について、複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも保険料の合計が高くなることがありますので、ご注意ください。

3. 保険料の払込方法について

保険料のお支払方法は、以下の方法からお選びください。ただし、一部お取扱いができないお支払方法がある場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お支払方法	分割払 (12回払)	割増	一括払
口座振替方式※	<input type="radio"/>	5%	<input type="radio"/>
直接集金方式	<input type="radio"/>	10%	<input type="radio"/>
クレジットカードによるお支払*	×	—	<input type="radio"/>

※これらのお支払方法では、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません。

上記以外に、団体扱または集団扱等でご契約いただける場合があります。また、保険種類や分割回数などにより割増率が異なることもあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちいまだ過ぎていない期間に相当する保険料を解約返れい金として返還することができます。

長期一括払のご契約を解約する場合に適用する係数（未経過料率）は、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

6. 地震保険の概要

1 商品の仕組み

地震保険は火災保険にセットしてご契約いただく必要があります。(地震保険を単独でご契約いただくことはできません。) 火災保険が保険期間の中途で終了したときは地震保険も同時に終了します。

また、火災保険の保険期間の中途から地震保険を追加でご契約いただくことができます。

※2022年10月保険始期以降、本帳票を使用するご契約については、家財を地震保険の対象としてお引き受けすることはできません。

2 補償内容

■地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

損害の程度の認定は、一般社団法人日本損害保険協会制定の「地震保険損害認定基準」に従って行います。詳細は地震保険普通保険約款またはご契約のしおり等をご確認ください。

損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の100%(時価額が限度)
大半損	地震保険金額の60%(時価額の60%が限度)
小半損	地震保険金額の30%(時価額の30%が限度)
一部損	地震保険金額の5%(時価額の5%が限度)

■1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12.0兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。(2021年11月現在)

(注) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額} \times 12.0\text{兆円}}{\text{算出された支払保険金総額}}$$

3 保険金をお支払いできない主な場合等

■家財のうち次のものは地震保険の対象に含まれません。(火災保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。)

ア. 通貨・有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの

イ. 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。)

ウ. 1個(または1組)の価額が30万円を超える貴金属、宝石や、書画・彫刻物などの美術品

エ. 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するものなど

■保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害

■地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害

■門・塀・垣のみに生じた損害

■損害の程度が一部損に至らない損害 等

4 保険期間

地震保険の保険期間は、火災保険の保険期間に合わせてご契約いただきます。

なお、火災保険が1年を超える長期契約の場合には、地震保険を1年ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの長期契約を組み合わせる方式のいずれかによりご選択いただき、火災保険の保険期間に合わせてご契約いただきます。

(注) 地震保険が自動的に継続する方式の場合、料率改定などを行ったときは自動継続時に保険料を変更します。

5 引受条件

■地震保険の対象は「居住用建物(住居のみに使用されている建物および併用住宅)」および「家財(生活用動産)※」となります。※明記物件を除きます。

■地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、火災保険の保険金額の30%~50%の範囲でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。(アパート・マンションのご契約では限度額が異なる場合があります。) 保険料は、保険金額のほかに建物の所在地・構造により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、建築年割引・耐震等級割引・免震建築物割引または耐震診断割引が適用される場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注) 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額はお引き受けできませんのでご注意ください。

◆おかげ間違いでご注意ください。

7. 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

●損保ジャパンへの

相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。

その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】

<https://www.sompo-japan.co.jp/>

【カスタマーセンター】

0120-888-089

<受付時間>

平日:午前9時~午後8時

土日祝日:午前9時~午後5時

(12月31日~1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会
「そんぽADRセンター」】

0570-022808

<通話料有料>

<受付時間>

平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

インターネットホームページアドレス

<https://www.sompo.or.jp/>

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

24時間 365日

インターネットでのご連絡

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

火災事故 損保ジャパン

注意喚起情報のご説明 (兼クーリングオフ説明書)

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださるようお願いします。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細につきましては、普通火災保険約款および特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【ご注意】この「注意喚起情報」は以下の保険種類について記載しております。

- ・普通火災保険(一般物件用) ・普通火災保険(倉庫物件用) ・店舗総合保険 ・企業総合補償保険 ・企業総合保険 ・森林火災保険
- ・店舗休業保険 ・地震保険

なお、企業総合保険については、2022年10月保険始期以降より販売を停止しております。

1. クーリングオフ (契約申し込みの撤回等について)

保険期間が1年を超えるご契約の場合は、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

【お申し出できる期間】

クーリングオフは、次のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内にお申し出いただく必要があります。

ご契約を申し込みされた日

本書面を受領された日

【お手続き方法】

クーリングオフのお申し出をされる場合は、上記期間内に必ず損保ジャパンの本社に郵便ではがきを送付(8日以内の消印有効)または損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)経由(8日以内の発信日有効)でご通知ください。

【お申し出を受付できない場合】

■取扱代理店・仲立人では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

■すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

【宛先およびご通知いただく事項】

<宛先> 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
損害保険ジャパン株式会社 クーリングオフ受付デスク(本社) 行



<ご通知いただく事項>

- ・ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ・ご契約を申し込みされた方の住所、氏名、捺印および電話番号
- ・ご契約を申し込みされた年月日
- ・ご契約を申し込みされた保険の次の事項
　保険種類、証券番号(申込書控の右上に記載してあります。)または領収証番号(証券番号が不明な場合のみご記入ください。領収証の右上に記載してあります。)
- ・取扱代理店・仲立人名

【お支払いになった保険料の取扱い】

クーリングオフのお申し出をされた場合は、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、損保ジャパンおよび取扱代理店・仲立人は、お客さまにクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

ただし、保険期間の初日以降にクーリングオフのお申し出をされる場合は、保険期間の初日(初日以降に保険料をお支払いいただいたときは、損保ジャパンが保険料を受領した日)からクーリングオフのお申し出までの期間に相当する保険料を、日割でお支払いいただくことがあります。

【クーリングオフができないご契約】

次のご契約は、クーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- 保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約をセットした契約を含みます。)
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 質権が設定されたご契約
- 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
- 通販特約により申し込みされたご契約

2. 告知義務・通知義務等

① ご契約締結時における注意事項(告知義務等)

(1)ご契約者または被保険者(補償を受けられる方)の方には、保険契約締結の際、以下の告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げいただく義務(告知義務)があります。

- ①普通火災保険(一般物件用)、店舗総合保険、森林火災保険および企業総合補償保険の場合
(注)告知等変更特約※がセットされた場合を除きます。

<告知事項>

- ア. 保険の対象の所在地
- イ. 保険の対象およびこれを収容する建物の構造・用法・数量(森林火災保険の場合は、樹林の種類と樹齢が告知事項です。)
- ウ. 住居部分の有無
- エ. 面積(店舗賠償責任特約をセットした場合、企業総合補償保険の場合に告知事項です。)
- オ. 建築年月(地震保険に建築年割引を適用した場合のみ告知事項です。)
- カ. 建物内の職作業
- キ. 作業規模
- ク. 割増引(地震保険の建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引または耐震診断割引および火災保険の公有物件割引、準公有物件割引、社会福祉施設物件割引または消火設備割引を適用する場合のみ告知事項です。)
- ケ. 他の保険契約等

- ②店舗休業保険の場合

<告知事項>

- ア. 保険の対象の所在地
- イ. 保険の対象およびこれを収容する建物の構造・用法・数量
- ウ. 面積(店舗賠償責任特約をセットした場合のみ告知事項です。)
- エ. 建物内の職作業
- オ. 作業規模
- カ. 他の保険契約等

- ③普通火災保険(倉庫物件用)、企業総合保険ならびに告知等変更特約※がセットされた普通火災保険(一般物件用)、店舗総合保険および企業総合補償保険の場合

<告知事項>

- 保険契約申込書の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、上記(1)①から③の保険種類にかかわらず、上記(1)①に記載のア.からケ.までの事項(店舗休業保険の場合は、(1)②に記載のア.からカ.までの事項)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- (3)価額協定保険特約をセットした場合、ご契約者には、保険の対象の評価に関する事項につきまして、保険契約申込書に事実を正確に記載していく必要があります。事実と異なる内容を記載したときや事実を記載しなかったときは、お支払いする保険金が削減される場合がありますので、ご注意ください。
- (4)類似の他の保険契約または共済契約がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますので、ご注意ください。
- (5)ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、その契約は無効(ご契約の全ての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。)となります。
- (6)ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約を締結した場合は、損保ジャパンは書面による通知をもって、その契約を取り消すことができます。

*告知等変更特約は、以下の場合において必ずセットされますのでご注意ください。(企業総合補償保険、企業総合保険を除きます。なお、企業総合補償保険については、契約内容によってセットします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。)

<告知等変更特約が必ずセットされる条件>

- 一般物件で保険金額が30億円以上のご契約
- 一般物件で保険金額が10億円以上30億円未満のご契約のうち、保険の対象に居住用建物または居住用建物内の収容動産を含まないご契約

2 ご契約締結後における留意事項(通知義務等)

(1)保険契約締結後、以下の通知事項に変更が発生する場合、以下に定める通知の期限までに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

①普通火災保険(一般物件用)、店舗総合保険、森林火災保険、企業総合補償保険および店舗休業保険の場合

(注)告知等変更特約※がセットされた場合を除きます。

<通知事項>

- ア. 保険の対象およびこれを収容する建物の構造または用途
- イ. 保険の対象の所在地
- ウ. 前記①ご契約締結時における注意事項(告知義務等)(1)の①に記載のア.からケ.までの事項
(店舗休業保険の場合は、①(1)の②に記載のア.からオ.までの事項)

<通知の期限>

通知事項に変更が発生した場合、遅滞なくご通知ください。

②告知等変更特約※がセットされた普通火災保険(一般物件用)および店舗総合保険の場合

<通知事項>

- ア. 保険の対象およびこれを収容する建物の構造または用途
- イ. 保険の対象の所在地
- ウ. 前記①ご契約締結時における注意事項(告知義務等)(1)の①に記載のア.からケ.までの事項

<通知の期限>

通知事項に変更が発生する場合、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因があるときは、あらかじめご通知ください。その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がないときは、その事実を知った後、遅滞なくご通知ください。

③告知等変更特約※がセットされた企業総合補償保険の場合

<通知事項>

- ア.前記②(1)の②に定める通知事項
- イ.保険の対象である機械設備の仮修理もしくはその他の応急措置による運転・使用

<通知の期限>

通知事項に変更が発生する場合、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因があるときは、あらかじめご通知ください。その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がないときは、その事実を知った後、遅滞なくご通知ください。

④普通火災保険(倉庫物件用)の場合

<通知事項>

- ア.前記②(1)の②に定める通知事項
- イ.納置する危険品級別表のA級、B級または特別危険品
- ウ.保険の対象または保険の対象を収容する建物の改築、増築または15日以上にわたる修繕

<通知の期限>

通知事項に変更が発生する場合、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因があるときは、あらかじめご通知ください。その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がないときは、その事実を知った後、遅滞なくご通知ください。

⑤企業総合保険の場合

<通知事項>

- ア.前記②(1)の②に定める通知事項
- イ.保険の対象または保険の対象を収容する建物の改築、増築または15日以上にわたる修繕
- ウ.保険の対象である機械設備の仮修理もしくはその他の応急措置による運転・使用

<通知の期限>

通知事項に変更が発生する場合、その事実の発生がご契約者または被保険者に原因があるときは、あらかじめご通知ください。その事実の発生がご契約者または被保険者に原因がないときは、その事実を知った後、遅滞なくご通知ください。

(2)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注)保険の対象の所在地の変更を除く(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかった時を除きます。

(3)保険の対象の譲渡

保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望されるときは、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、ご契約は効力を失いますので、ご注意ください。

(4)価額協定保険特約をセットした場合

以下のいずれかに該当する事実が発生し、それにより保険の対象の価額が増加または減少した場合、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただけない場合で、保険の対象の価額が増加となるときは、保険金の一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ア. 保険の対象である建物の増築、改築または一部取りこわし

イ. この保険契約において補償しない事故による保険の対象の一部滅失

(5)ご契約者の住所・通知先変更

保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなります。

なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(6)上記以外の変更

上記以外の変更をご希望の場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(7)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*告知等変更特約は、以下の場合において必ずセットされますのでご注意ください。（企業総合補償保険、企業総合保険を除きます。なお、企業総合補償保険については、契約内容によってセットします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。）

<告知等変更特約が必ずセットされる条件>

- 一般物件で保険金額が30億円以上のご契約
- 一般物件で保険金額が10億円以上30億円未満のご契約のうち、保険の対象に居住用建物または居住用建物内の収容動産を含まないご契約

3 ご通知をいただいた後の契約の取扱い

(1)前記②(1)のご連絡をいただく場合において、以下に該当するときは、ご契約を継続することができないため、ご契約を解除いたしますので、ご注意ください。

- ・日本国外に保険の対象が移転したとき
- ・住居部分がなくなったとき（地震保険をセットしている場合のみ）

(2)前記②(6)のご契約内容の変更等をご希望であっても、その変更の内容によっては、ご契約を継続することができない場合がありますので、ご注意ください。

また、ご契約を継続できる場合でも、補償内容が変更となる場合等ありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(3)分割払（月払）契約において、ご契約内容等により、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなり、保険料が返還となる場合は、ご契約を解約し、新たにご契約を締結していただきます。なお、前記②(1)①～③に基づくご通知による場合は、ご契約を継続していただける場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 責任開始時期（保険の補償が開始される時期）

(1)保険責任は、保険期間（保険のご契約期間）の初日の午後4時（保険契約申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満了する日の午後4時に終わります。

ただし、取扱代理店または損保ジャパンが損保ジャパン所定の保険契約申込書を受領した時までに生じた損害または費用に対しては保険金をお支払いできません。

(2)保険料は、「初回保険料の口座振替に関する特約」等の特定の特約をセットした場合を除いて、ご契約と同時に支払ください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた損害または費用に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款および特約等の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

- ①ご契約者または被保険者の故意、重大な過失または法令違反
- ②戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊・埋没・流失による損害
- ④地震等による火災（延焼・拡大を含みます。）損害または火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した火災損害
- ⑤核燃料物質に起因する事故 など

5. 地震保険においてご注意いただきたいこと

居住用建物（住居のみに使用されている建物および併用住宅）および家財（生活用動産）※を対象とする場合は、ご希望されないときを除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっています。地震保険のご契約をご希望されない場合は、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名またはご捺印ください。

※明記物件を除きます。

※2022年10月保険始期以降、本帳票を使用するご契約については、家財を地震保険の対象としてお引き受けすることはできません。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12.0兆円を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。（2021年11月現在）

$$\text{お支払いする保険金} = \frac{\text{算出された保険金の額} \times 12.0\text{兆円}}{\text{算出された支払保険金総額}}$$

（注）72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

また、建物・家財（生活用動産）が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合は保険金をお支払いできません。

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、契約締結と同時に支払いただきます※1。取扱代理店または損保ジャパンが保険料を領収する前に生じた損害または費用に対しては保険金をお支払いできません。

※1 初回保険料の口座振替に関する特約がセットされた契約などは払込方法等が異なります。

(2)第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日※2までにお支払ください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または費用に対しては保険金をお支払いできなかったりご契約を解除したりすることができます。

※2 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が払込期日となります。

(3)分割払または団体払・集団払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生したときは、未払分の保険料を請求することができます。

(4)払込猶予期間（保険料のお支払いがなかったことが故意による場合等を除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の25日までの期間）中に所定の保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故（初回保険料の場合は保険期間の初日以降に発生した事故）に対しては保険金をお支払いできません。

また、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、ご契約を解除いたします。

(5)月払により保険料をお支払いいただく場合、最終回の払込期日が、保険期間終了後となることがあります。この場合、保険期間終了後に払い込まれるべき保険料のお支払いがないときは、保険期間の末日をもってご契約を解除いたします。

なお、保険料を故意に支払わなかったと認められる場合は、払込期日の前月の払込期日を解除日とします。

7. 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。約款の規定に従い、保険料を返還するか、または未払込みを請求することができます。
また、返還される保険料は、日割での返還とはなりませんので、ご契約はぜひ継続されるようご検討ください。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
なお、月払契約または長期月払契約の場合、お支払いいただくべき保険料の未払込みがある場合、解約日以降に保険料を請求することがあります。この保険料をお支払いいただけない場合は、解約日以前に遡及してご契約を解除することができます。
長期一括払契約を解約される場合の返還保険料の計算方法については、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧ください、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
火災保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、地震保険については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金の全額が補償されます。
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9. 特約等の補償重複

次表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の有無をご判断いただいたうえで、ご契約ください。※
※契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
借家人賠償責任特約	個人用火災総合保険（家財のご契約）の借家人賠償責任条項 など
修理費用特約	個人用火災総合保険（家財のご契約）の修理費用条項 など
借家人賠償責任総合補償追加特約（企業総合補償用）	個人用火災総合保険（家財のご契約）の借家人賠償責任条項・修理費用条項 など

10. 事故が起った場合

- (1) 事故が起った場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または事故サポートセンターまでご通知ください。ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(2) 個人賠償責任、借家人賠償責任や店舗賠償責任等の賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故等にかかる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
(注) この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- (3) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
(1)	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
(2)	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
(3)	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物、家財、什器・備品等、商品・製品等に関する事故、他人の財物に損害を与えた等の賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、図面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など
(4)	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登記事項等証明書 など
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
(6)	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書※、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収証、承諾書 など
(7)	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
(8)	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

※保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いたします。

(注1) 事故の内容および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件をみたす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しくは、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

- (4)前記(3)の書類をご提出いただく等、約款に定める請求手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (5)損害保険金のお支払額が1回の事故につき保険金額の80%に相当する額を超えた場合は、この保険契約は、その損害が発生した時に終了します。地震保険においては、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合、その損害が発生した時に終了します。主契約が終了した場合は、地震保険は効力を失います。
- ご契約が終了した場合は、払込方法によって、以下のとおりの手続きが必要となりますので、ご注意ください。

保険期間	払込方法	保険料のお支払・返還について
1年以下	分割払(月払)	保険金のお支払前に、未払込みの全額を一時にお支払いただきます。
	一括払	すでにお支払いいただいた保険料は返還しません。
長期契約	長期年払	事故年度の、すでにお支払いいただいた保険料は返還しません。
	長期一括払	事故年度以降の期間に対応する保険料を返還します。

- (6)保険の対象に損害が生じ、この保険契約で保険金を受け取らずに相手の方から賠償金等を受け取る場合でも、臨時費用保険金がお支払い対象となる場合があります。詳しくは、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

その他重要事項 「契約概要」「注意喚起情報」のほかに、火災保険をご契約の際、知りたい事項です。

1 ご契約時にご注意いただきたいこと

- ①保険料をお支払いいただきますと、損保ジャパン所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。ただし、口座振替払の場合や団体扱特約など特定の特約をセットした場合は、保険料領収証が発行されないことがあります。
- ②複数の保険会社による共同保険を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
- ③損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。
- ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ④このご契約に質権を設定される場合は、特段のお申し出がないかぎり、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者が保管するとの合意があったものとして、質権者に保険証券を送付いたしますので、ご了承ください。

2 ご契約後にご注意いただきたいこと

保険証券は、大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。また、保険証券に控除証明書が添付されている場合は、所得税、住民税の地震保険料控除を受けるときに必要となりますので、大切に保管してください。

個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ①損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ②損保ジャパンが、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。
- ④損保ジャパンが、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することができます。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

◆おかげ間違いでご注意ください。

●損保ジャパンへの 相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容・手続きに関するお問い合わせは、取扱代理店までご連絡ください。
その他のお問い合わせは、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

【公式ウェブサイト】
<https://www.sompo-japan.co.jp/>

【カスタマーセンター】
0120-888-089

<受付時間>
平日:午前9時～午後8時
土日祝日:午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

※お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次させていただく場合がございます。

●保険会社との間で問題を解決 できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口】一般社団法人日本損害保険協会
「そんぽADRセンター」

 **0570-022808** (通話料有料)

<受付時間>

平日:午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)
インターネットホームページアドレス
<https://www.sonpo.or.jp/>

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【窓口】事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>
24時間 365日

インターネットでのご連絡

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

火災事故 損保ジャパン

ご 注意

1. 住宅金融支援機構等の融資にかかる物件においては、この保険契約申込書による火災保険のお申し込みができない場合がありますので、ご注意ください。
2. 「保険種類」が「普通火災」の場合は適用される普通保険約款が物件等により異なりますのでご注意ください。
3. 保険期間が1年を超える契約で、基本契約と地震保険の保険期間の終期が異なる場合は、地震保険契約は、地震保険期間満了後あらためてお申し込みがなくても保険料のお支払いがあれば基本契約の満期まで自動継続特約により継続されます。
4. 明記物件は地震保険の対象になりませんので、ご注意ください。
5. 表面の他の保険契約等欄には、個人用火災総合保険、新家庭保険、新住宅総合保険、新住宅火災保険、家庭総合保険、住宅総合保険、住宅火災保険、店舗総合保険、普通火災保険、団地保険、すまいの総合保険、建物総合保険、企業総合補償保険、企業総合保険、長期総合保険、積立マンション総合保険、積立生活総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、すまいとおみせの積立保険、新長期総合保険、定額払積立火災保険、満期戻総合保険、共済契約等のうち、あてはまるものをご記入ください。

保険の対象の範囲(建物付属物)についてのご注意

保険の対象の範囲(建物付属物)のうち、門・塀・垣および物置・車庫について記載の無い場合は以下のとおりとします。

保険種類 保険の 対象の範囲	企業総合補償保険 ・企業総合保険	普通火災保険 (一般物件用)	店舗総合保険	普通火災保険 (倉庫物件用)
門・塀・垣	含む	含む	含む	含まない※1
物置・車庫等	66m ² 未満 66m ² 以上	含む 含む	含む 含まない※1	含まない※1 含まない※2

※1 保険の対象の範囲(建物付属物)に含まれません。これらの物件を保険の対象とする場合は、建物とは別に保険金額を設定してください。

※2 店舗総合保険ではお引き受けできません。

構造補助項目

構造級別の詳細は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1. 住宅物件

構造級別	補助項目	備考
T構造	1:コンクリート造・耐火建築物 (共同住宅以外) 2:耐火建築物※1 3:準耐火建築物※2 4:省令準耐火建物	・「2:耐火建築物」、「3:準耐火建築物」および「4:省令準耐火建物」は、木造建物で該当する場合に記載します。
	5:木造ALC板張建物 6:土蔵造建物	・経過措置を適用する場合に記載します。
H構造		

※1 「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

※2 「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

2. 一般物件・工場物件

構造級別	補助項目	備考
1級	2:耐火建築物※1	・「2:耐火建築物」は、木造または鉄骨造建物で該当する場合に記載します。
2級	3:準耐火建築物※2 4:省令準耐火建物	・「3:準耐火建築物」および「4:省令準耐火建物」は、木造建物で該当する場合に記載します。
3級	5:木造ALC板張建物 6:土蔵造建物	・経過措置を適用する場合に記載します。

※1 「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

※2 「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

3. 倉庫物件

構造級別	補助項目	備考
1級	2:耐火建築物※1	・「2:耐火建築物」は、木造または鉄骨造建物で該当する場合に記載します。
2級	3:準耐火建築物※2 4:省令準耐火建物	・「3:準耐火建築物」および「4:省令準耐火建物」は、木造建物で該当する場合に記載します。
3級	なし	

※1 「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

※2 「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。

■自己負担額一覧表

補償内容	自己負担額
借家人賠償	0円
家賃	—
修理費用	3千円
店舗賠償	0円

■割増引コード一覧表

コード	名称
24	職業割増
28	作業割増
3D	動産割増
6A	地震 耐震等級割引(1級)
6B	地震 耐震等級割引(2級)
6C	地震 耐震等級割引(3級)
6D	地震 建築年割引
6E	地震 免震建築物割引
6F	地震 耐震診断割引

■主な特約コード一覧表

コード	名称	コード	名称
17	冷凍(冷藏)損害補償特約	V6	複数敷地内特殊包括契約に関する特約(企業総合補償用)
45	地震危険補償特約(支払限度額方式)	V7	商品・製品等に関する特約(複数敷地内特殊包括契約に関する特約(企業総合補償用)用)
65	地震危険補償特約	VG	借家人賠償責任総合補償追加特約(企業総合補償用)
67	地震危険補償特約(縮小支払)	VK	休業損失拡張補償特約
71	長期一括払特約	VO	店舗賠償責任特約(企業総合補償用)
72	新価特約	VQ	水災危険限定期間特約
7A	価額協定保険特約	VW	臨時費用保険金支払拡大特約(30%・500万円)
7L	個人用新価特約	VX	賃貸料補償特約
V3	告知等変更特約(企業総合補償用)	YW	サイバー攻撃等対象外特約(企業総合補償用)
V4	特殊包括契約に関する特約(企業総合補償用)		
V5	商品・製品等に関する特約(特殊包括契約に関する特約(企業総合補償用)用)		

* 対象コード*

コード	対象の内容
1	建物
2	建物の付属設備、造作一式
4	動産割増を付課しない明記物件
5	動産割増を付課する明記物件 動産割増を付課しない動産等
6	動産割増を付課する動産
8	「建物」と「家財以外の動産」

評価欄コード表

取得価額による評価の場合のみ	基本構造	木造	1
		非木造	2
		プレハブ	3